

標 題：

パナマトン数証書の取り扱いに
ついて

NK テクニカル インフォメーション

No. 63

昭和62年6月30日

関係船主、造船所各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、とり急ぎさきに「パナマトン数証書の件」(No.58, 昭和62年6月9日付)でパナマ政府の納付金についてご通知しましたが、引き続き、下記のとおりパナマトン数証書の取り扱いについてお知らせ申し上げます。

敬 具

記

1. 本会は、パナマ政府の代形で、パナマ籍船のトン数測定計算を行い、最大6ヶ月の仮(interim)証書を発行いたします。
2. 本会は、同時に本(final)証書を作成し、その内容につき審査を受けるためにパナマ政府に送付いたします。
3. 本会は、パナマ政府から、審査済の署名を得た本証書を受けとり、それを仮証書と差し換えるために申請者に送付いたします。
4. ただし、次の場合には、パナマ政府が直接取り扱うことになっていますので、申請者は下記の在ニューヨーク・パナマ政府事務所に直接申し込む必要があります。この場合、US50ドルの料金が請求されます。
 - a) 船名の変更およびオリジナル証書の紛失等によりトン数証書を再発行する場合
 - b) パナマ籍の遊覧船および漁船に対しトン数測定、計算を行い、トン数証書を発行する場合

在ニューヨーク・パナマ政府事務所

DIRECTORATE OF CONSULAR AND MARITIME AFFAIRS
Republic of Panama
1180 Avenue of the Americas-23rd Floor
New York, N.Y. 10036
Phone : (212) 869-6440
Telex : 238185 (DMSRP)
276663 (DMSRP)
Telefax : (212) 575-2285

以 上

